

平成28年第8回教育委員会定例会

開会年月日 平成28年4月22日(金)  
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
同 委 員 外 松 和 子  
同 委 員 安 藏 誠 市  
同 委 員 長 島 良 介  
同 委 員 坂 口 節 子

議 題

1 議案

- (1) 議案第34号 特別支援学級調査委員会への諮問内容について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告  
指定管理者との協定締結について

「練馬区における幼保小連携の推進について(案)」に対する区民意見反映制度による意見募集の結果について  
 教科書発行者との不適切な接触等について  
 学童クラブの運営業務委託について  
 平成28年度「練馬子ども議会」の開催について  
 子育てのひろば「田柄地区区民館ぴよぴよ」および「春日町南地区区民館ぴよぴよ」の開室について  
 その他  
 練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
 その他

開 会            午前    10時00分  
 閉 会            午前    11時03分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	大 羽 康 弘
こども家庭部長	堀    和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	櫻 井 和 之
教育振興部教育施策課長	中 島 祐 二
同 学務課長	山 崎    泰
同 施設給食課長	吉 川 圭 一
同 教育指導課長	芝 田 智 昭
同 副参事(教育政策特命担当)	金 木 圭 一
同 学校教育支援センター所長	風 間 康 子
同 光が丘図書館長	桑 原    修
こども家庭部子育て支援課長	鳥 井 一 弥
同    こども施策企画課長	橋 間 亮 二
同    保育課長	田 中 裕 太
同    保育計画調整課長	近 野 建 一
同    青少年課長	加 藤 信 良
同    練馬子ども家庭支援センター所長	宮 原 恵 子

教育長

ただいまから平成28年第8回教育委員会定例会を開催する。

本日は、傍聴の方が1名いらしている。

では、案件に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案1件、陳情10件、教育長報告7件である。

- (1) 議案第34号    特別支援学級調査委員会への諮問内容について

教育長

初めに、議案である。議案第34号、特別支援学級調査委員会への諮問内容について。では、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

特別支援学級の教科書については、毎年のことであるが、本年もこのような形で調査委員会へ諮問をしたいという内容である。ご質問、ご意見をお出しただければと思うが、いかがか。

坂口委員

特別支援学級のために、特別にいろいろな教科書が必要ということはわかる。練馬区の場合は、全体で数としては何冊ぐらいが各科目に必要なのか。

教育指導課長

昨年度は、小学校でいうと全体で112冊、中学校でいうと全体で58冊ということになっている。

教育長

よろしいか。

坂口委員

はい。

教育長

結構な数である。

外松委員

このような議案が出されるということで、改めて特別支援学級の児童や生徒が、学習を進めていくのに適切であると思われる一般図書を、それぞれの発達の状況に合わせて選んで使用して、学力の定着化を図っているのだなということを強く思った。

1点、お伺いしたいのだが、例えば、昨年度使用していた一般図書について、学年は進級していくのだが、「この子供に関してはそのまま、この図書を使いたい。だから改めて購入する必要がない」とか、「このまま使用していきたい」というようなことはあるのか。それとも、やはり年度が変わるので、教科書だから新たに購入するということになるのか。

教育指導課長

昨年度の実績であるが、全体で112冊と申し上げた。その中で、新規候補ということと新しく入ったものが11冊あった。このように、子供たちの状況等を勘案して、最も適切な図書を学校で選定しているということが言えると思う。

外松委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほかに、いかがか。よろしいか。

今回は特別支援学級に関する一般図書ということであるから、いわゆる教科書ではないのだが、後でも出てくるが、教科用図書、いわゆる教科書の業者との不適切な関係ということが多く取り沙汰されている。教科書そしてまた一般図書の採択に区民が疑念を抱くような行為がないように、ぜひ指導を徹底していただきたいということを申し上げておく。

それでは、よろしいか。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第34号については、「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第34号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第8号 「大泉第二中学校を分断する道路計画(素案)の撤回・見直しを求める」陳情書〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (7) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (9) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実

・発展を求める陳情〔継続審議〕

(10) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。継続審議中の陳情10件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは全て「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

指定管理者との協定締結について

「練馬区における幼保小連携の推進について(案)」に対する区民意見反映制度による意見募集の結果について

教科書発行者との不適切な接触等について

学童クラブの運營業務委託について

平成28年度「練馬子ども議会」の開催について

子育てのひろば「田柄地区区民館ぴよぴよ」および「春日町南地区区民館ぴよぴよ」の開室について

その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について

その他

教育長

次に教育長報告である。本日は7件、ご報告する。それでは、報告の番についてお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

もう既にご報告している内容であるが、このような形で指定管理者と年度協定および基本協定を結んだということの報告である。いかがか。

外松委員

このように資料をいただくことで、指定管理者といろいろ協定を交わしていくのだな

ということがわかった。前回、お話しいただいていたと思うが、この5つの管理者について、改めて今までの実績が何年間ぐらいかということを確認させていただきたい。

教育長

では、それぞれお願いします。

教育総務課長

軽井沢少年自然の家と武石少年自然の家については、いずれも指定管理者制度を導入したのは平成20年4月である。当初の指定期間は3年間であったが、指定管理者制度が少し変わり、現在では5年間という形になっている。最初の3年間があり、平成23年4月から再指定という形で5年間、そして今般の平成28年4月からの5年間という形になっている。

教育長

次は、図書館についてお願いします。

光が丘図書館長

平和台図書館については、平成28年から指定管理になったものである。この事業者、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社については、平成19年度から窓口等の業務を全面委託しているところである。

教育長

業務委託から指定管理に切りかわったということである。

子育て支援課長

次に、平和台児童館と平和台児童館学童クラブについてであるが、こちらについては平成28年4月1日、要するに今般新たに直営から指定管理に切りかわったというものである。

次に、東大泉児童館、東大泉児童館学童クラブ、東大泉児童館第二学童クラブについても、今般新たに直営から指定管理に切りかわったというものである。

教育長

よろしいか。

外松委員

ありがとう。

教育長

ほかに、いかがか。

坂口委員

質問というよりも感想である。このような命を預かる非常に大事な仕事の中に思いがけないことが起きるということを、この間の雪による交通事故や、今度の熊本の地震などで感じた。7ページの第28条は、この数行でもこれがあるということが、やはり大切なのかなと思って読ませていただいた。

もし夜でないときにあのような大きな地震が起きると大変だと思っている。この間、武石で大量の雪が降り、それから大きな交通事故が起きたが、すぐに対応ができたということを知った。常にこのような備えが必要な大変な仕事であると思う。

こども家庭部長

この第28条については、委託業務や指定管理者については必ず入っている内容である。ちなみに、3.11の東日本大震災の際には、保護者が迎えに来られない保育所の委託園があった。その際には、園の判断によって保護者が全員子供を引き取りにくるまで、明け方まで子供を保護したという例がある。

教育長

ほかに、よろしいか。

それでは、報告の 番についてお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

幼保小連携の取組に関するこれからの推進方策について、パブリックコメントを行った。その結果をあわせて報告させていただいた。ご意見やご質問をどうぞ。

安藏委員

区としての考え方、3ページ8番の中学生との交流に関してだが、実際、幼稚園・保育園と中学校のかかわりは現実的にはどれぐらいの校数で、今、実施されているのか。ほとんどされていない状況なのだろうか。

教育施策課長

実際の延べ件数までは把握していないのだが、中学生が職業体験の一環として保育園児とかかわるということを実績として聞いている。

教育長

幼稚園ではやっていないのだろうか。

安藏委員

職場体験は行っている。私は昨年度の教科書採択で、中学校の教科書を見せていただ

いた際、家庭科の中に保育が取り上げられていることを知った。幼稚園にしる保育園にしる、中学生の職場体験を実施している幼稚園、保育園はあると思うが、保育が授業として取り上げられていることは幼稚園、保育園で知られていないと思う。

私のところは幼稚園なのだが、本園の場合、家庭科の授業として来た中学生の中には、小さな子供たちとどのように関わったらよいかわからない生徒が見られた。園児たちに話しかけられないで固まってしまっている姿を目の当たりにすると、職場体験とは別の観点で生徒たちが体験できればと思う。中学校での保育という授業が各園に理解されるようにアプローチできればよいのかなと感じた。よろしく願います。

外松委員

今の安藏委員の意見は、非常に多角的な視野から見ていくうえで、大事なことなのではないかと思う。もちろん幼保小の連携なのだが、そこに中学校も含めた、そのような連携のあり方というものを考えていくと、今、安藏委員がおっしゃったような、家庭科の授業や職場体験もあるので、その辺もぜひこの協議会などで加味して考えていただけたらよいと思った。

教育長

ありがとう。

坂口委員

よく私も話として、例えば赤ちゃんが先生であるということを知る。赤ちゃんが主役になって赤ちゃんの様子をみんなが見る。また、学級を訪問していただき、お母さんの了解を得て抱っこさせていただく。高学年になると兄弟にいないので、ほんとうに実際に赤ちゃんを見ない中学生がたくさんいる。そのような体験で、命を大事にすること、それから自分の成長を見守られたという体験をすることで、非常によい実績があると聞いている。そのようなことが実現できるとよいと思う。

教育長

はい。

教育指導課長

貴重な意見をいただいた。中学校の学習内容に保育というものがある。各中学校で、その保育の授業の中で可能な限り体験的な活動を取り入れるという工夫はしているところである。ただ、立地条件により、保育園や幼稚園まで行くのに時間がかかるというところもあるのでは制約があるが、お話にあったような職場体験を活用したりと機会を捉えて、各中学校でも工夫をしている。

今後、中学校には、教育委員会の中でこうした意見をいただいたということで、啓発を図っていきたいと考える。

教育長

道徳授業でも考えてみてほしい。命の大切さということは、やはり一番実地で触れることが何よりも大事だと思うので。

外松委員

2ページや3ページのパブリックコメントの6番や9番等で取り上げられているが、この幼保小連携の効果の検証が大事だというご意見をいただいている。また、検証の1つの視点とも考えられるご意見もいただいている。やはり、検証していくということは必要なことであり、今後もどのような視点で検証を進めていくかということは検討していかなければいけない大事なことだと考える。

教育施策課長

実施の検証ということであるが、当方でも一昨年度、どの程度、効果があったかについて、各園に取組状況に関する調査をさせていただいた。今年度、接続期のカリキュラムというものの作成に取りかかるのだが、その中では実態を引き続き確認していきたいと思う。

外松委員

よろしく願います。

長島委員

感想である。私の娘が今、高校1年生と中学3年生で2人とも幼稚園に職場体験に行った。2人ともとても喜んでいたというか、勉強になったという話をしていたことを思い出した。今、坂口委員がおっしゃったような、ほんとうに子供が先生になるというか、いろいろなことに気づいて帰ってきたことがあるので、それを少しお伝えしようかと思った。

教育長

ありがとう。

ほかに、よろしいか。これは、ますます進めていき、今、検証という話もあったので、あわせてしっかりと行っていただければと思う。

それでは、報告の 番について願います。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

全国的な規模でこのようなことがあったと大きく報道もされた。大変遺憾なことではあるが、練馬区でも該当する教員がいたとご報告を申し上げたところである。ご意見、ご質問をお寄せいただきたい。いかがか。

長島委員

差し支えなければ教えていただきたいのだが、どうしてこのようなことが起きるのか、そのプロセスである。どちらからアプローチがあったのか。営業する立場の人からの話があったのか、先生からあったのか。それは、先生からあったなどとは考えたくないのだが、やはり営業のほうからあったにしても、そもそも教科書を販売している、教科書を生徒たちにつくっている会社がそのような営業方法をとっているということ自体、私は大いに問題だと思う。なぜ、このようなことが起きて、どのようなプロセスで発覚したのか、その辺が非常に疑問である。

教育指導課長

接触は、教科書発行者のほうからあった。なぜこのような人数になったのかということであるが、やはり慣例的にこういった行為があったということは事実としてある。ただし、個別の教員の聞き取りの結果を確認したところ、検定前の教科書であると言われて見せられた教員はおらず、教科書発行者は生徒たちに提供する資料として意見をいただきたいというような形で、この該当の教員たちに関連をさせている。その際に金品や食事の提供等があったことについて、このような人数になっている。

この件が発覚した経緯は、国、文部科学省が調査をして、教科書発行者に名簿の提供を求めた。そして、東京都教育委員会を含めた都道府県の教育委員会がそのリストを受けて、さらに区市町村の教育委員会が受け取り、個別に聞き取りをして詳細が把握できたという経緯である。

長島委員

リストとは、そこに加わった方のリストか。

教育指導課長

教科書発行者が文部科学省に提供したリストである。学校名や名前といったものがあつたと聞いている。

教育長

全国で何人いたのか。3,000人ぐらいか。それはわからないか。

教育指導課長

全都の人数になるが、延べ403人という人数になっている。

長島委員

慣例的にという話があつたが、過去にそのようなことがあつたのか。今の話を聞く限りでは、誰もが教科書会社の詐欺にあつたような感じだと思うのだが。先生方は何も知らずにそこに連れていかれて、「大丈夫です、大丈夫です」と言われて、このお金を受け取った。受け取る気持ちもないのだが、無理やり押しつけられて持って帰った人も

いるかもしれない。状況はわからないが、もし教科書の採択についてということではなく、全然関係ない会で「ちょっと見ていただいて、意見がほしいのです」などといえばそれはもう明らかに詐欺ではないか。その上で、そのリストをつくって、それを報告するということは、それも教科書会社として何を考えているのかよくわからない。そのような教科書会社のつくった教科書を過去も使い続けるという事実はあるのか。

教育指導課長

今現在、22社の教科書発行者に対して、公正取引委員会が聴取をしているところである。その調査結果によってはその教科書発行者の意図なども明らかになると考えられる。

長島委員

ほとんどの教科書会社がやっているということか。

教育指導課長

ほとんどと言っても構わないと思う。

長島委員

ということは、もう出入り禁止にしたら教科書がなくなってしまうということか。

教育長

おそらくそうであろう。公正取引委員会がこれだけ動いているということは、大変重大なことだと考えているからだと思う。

坂口委員

しかし、その金品は別としても、現場の声が上がってこない教科書づくりなんて考えられない。公の場として現場の声がきちんと入るような教科書づくりというものは実際に行われているのか。

教育指導課長

事前に兼業兼職願というものを提出して、教育委員会が認めるという形で、実際に教科書の執筆にかかわっている教員は大勢いる。

坂口委員

そうなのか。兼業している人は大勢いるのか。

外松委員

では、関連して。教科書の一番最後のほうに編集にかかわった方の名前が、すごく小さいけれども、いろいろ大学の先生方から現場の小中学校の先生まで書いてある。今、おっしゃったことはそのことか。

教育指導課長

そのとおりである。

外松委員

わかった。

教育長

坂口委員がおっしゃったので、私も少し気になっているのだが、検定を受ける前の教科書は、本来、見せてはいけないものである。今回は教科書発行者がそれを見せた。しかし、教科書をつくる側にとってみれば、今、坂口委員がおっしゃったように現場の声を聞きたいと思うのは、ある意味では人情かと思うところはある。しかし、それがやはりルール化されていなかったということもある。今、文部科学省でもその部分についてはしっかりとルール化して、オープンな形でそのような意見が聞けるような場をつくらうという動きもあるようである。

外松委員

ぜひそのようにしていただきたい。

教育長

教員の側も、まさかそのようないけないことをやっているとは思わないで、先ほど長島委員がおっしゃったように、ある意味では善意で行ったら、ほんとうは見えてはいけないものを見せられたというところが、どうもあるようである。しかし、それでもやはり、脇が甘いと言えば甘いと思ふ。これはしっかりと教員も自分を律するということが大事なことだと思ふ。

外松委員

先ほど長島委員がおっしゃっていたように、よくわからないで、しかも断れずに強引に渡されて受け取ってしまったなどということも、多分、中にはそのような方もいらっしゃるのではないかと想像される。だから、いろいろな法規制があって、がんじがらめなのではないかと感じることもあるが、ほんとうに今まで熱心に教育活動に携わっていた方々が、少し知らなかったことによって、法的にいけないことをやってしまうことがないように、携わっていただかないといけないと感じた。

長島委員

確認だが、ということは、先生方は自分が今、例えばその営業の方と食事をしたり、何か集まってやっていることに対して、教科書採択についてかかわっているという意識は全くないということなのか。ただただ教科書会社の方と接触しているということは、お話をしているということはあるけれども、それが教科書採択につながっているという意識は、この38名の方はほとんどなかったのだろうか。

教育指導課長

閲覧しているものが検定前の教科書であるという認識は、ほとんどの方はなかった。

教育長

しかし、それはやはり閲覧している最中にわかる。だから、全てを免罪されるとは私は思えない。この点については、やはり厳しくしてもおかしくない。

長島委員

私は、教育委員になって初めて教科書が採択されるプロセスを知った。先ほども少し話していたのだが、それこそ教育委員を一人一人懐柔しないと、教科書は絶対自社のものは選べない仕組みになっている。もしその先生方が教科書採択にかかわっていなくて、教科書会社の接待を受けているという認識なら別だが、教科書採択のために自分たちが接待を受けていると、もし思っているとしたら、先生方が、教科書が選ばれるプロセス自体を全く理解していないと思ったのだが。どうなのか。

教育指導課長

プロセスを全ての教員がわかっているかと言われれば、わかっていない教員もいると思う。しかしながら、今回これだけ大きな問題になったのは、やはり金品の受領であるとか、それから食事の提供を受けているというようなところが大きなところなので、やはり教育長が先ほどおっしゃっていたが、脇が甘いということでは否めないと思う。

長島委員

そうか。コーヒー 1 杯でも金品になる。

坂口委員

困ってしまう。脇の甘さ。

長島委員

なるほど。

教育長

私も含めて教育委員は、どれだけ苦労してあの教科書を選んだかということは、あえてこの場で申し上げるまでもないので、そのような先生一人一人が教科書発行者と接触等を行っていたとしても、教科書採択の結果がそれに影響を受けたとは到底思えない。だから、今回の件は教科書採択の結果に影響はないと私は断言する。しかし、このようなことはやはり区民から見ると、ましてや、あの教科書採択のプロセスがわからない区民の皆さんから見ると、やはり教科書採択に対する疑念を抱かれても仕方のないことである。我々としても十分戒めなければならぬし、教育委員会としてもさまざまな場面で教員を指導していく立場であるから、一層の指導を行っていかなくてはならないと改

めて思っているところである。

この案件でほかのいかがか。よろしいか。

安藏委員

食事や謝礼等の提供を受けたのが四、五十人の教員ということで、そのうち、調査委員会の委員が13人というのはかなり高いと思うが、先生方の数からすれば、該当した先生の数が少ない。この辺はある程度、調査委員になるであろう先生方の情報が出版会社に流れているということはあるか。

教育長

その辺はどうか。

教育指導課長

そのあたりは確かにあると思う。やはり各教科の、その区市の研究部の部長の校長先生とのつながりは、教科書発行者はあるので、ご指摘のところはあるのではないかと考えられる。

教育長

これだけ大勢いるということは、力を持った先生が、練馬区は多かったということになるのかもしれない。

安藏委員、よろしいか。

安藏委員

それが、できるだけわからないような状態になっていけば、よいかなどは思ったのだが。

教育長

いずれにしても今回のことは非常に大きな事案で、全国的な事案でもあり、今、国が動いているので、これについては一定のルール化というものが当然なされてくると思う。我々としては、先ほど申し上げたように、いけないことを行ってしまったことに対しては、二度とこのようなことが起きないように、しっかりと指導していきたいと思う。

それでは、報告の 番について願います。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

この件については、いかがか。学童クラブの運営業務委託についてである。来年4月1日からさらに5つの施設の運営を業務委託する。現在31の施設が委託されているが、さらに5施設ということで、学童クラブの委託する場所が明らかになったので、報告を

しているものである。  
特によろしいか。  
では、報告の 番をお願いします。

青少年課長

資料に基づき説明

教育長

今年度の子ども議会についての報告であった。何かご意見、ご質問はないか。

坂口委員

練馬子ども議会については、区報で時々拝見している。これはいつから始まって、今年で何回目になるのか。

青少年課長

平成13年度に21世紀幕開け記念事業として始まり、その後、平成16年度から毎年開催をしている。平成13年度の方まで含めていくと今回で14回目になる。

坂口委員

はい。ありがとう。

教育長

よろしいか。

長島委員

質問だが、この子ども議会には議員がかかわることはないのか。

青少年課長

議会事務局とは調整はするが、議員が今現在、直接かかわるということはない。

長島委員

それは、なぜなのか。

青少年課長

基本的に子供たちの意見を聴取するということ、子供たちの育成のための学習の機会ということで、基本的に青少年課と学校等で調整をして実施しているため、現時点で議員との調整ということとはしていない。

長島委員

わかった。

#### こども家庭部長

まず、子ども議会の話だが、かれこれ20年ぐらい前から子ども議会を実施してほしいという要望は、特に議会からも、いろいろなところからあった。その20年ぐらい前の話だが、当時、教育委員会の庶務課、現在の教育総務課において調査をしたところ、23区の中で3分の1程度が子ども議会に類するものを実施していた。それが、例えば、私どもの言うところの広聴広報課が主催して、子供が実施する広聴というようなスタイルで行っている自治体や、逆に、文字どおり議会というスタイルで行っている自治体など、さまざまな取組があった。私どもはそれから10年ほどたって平成13年に子ども議会を始め、現在のこども家庭部が所管をしているところである。

議場を借りて、本番さながらの議会のような形で行うものであるから、議会という名称はついているが、実際の内容についてはこの目的(1)にあるように、日ごろ、子供が疑問に思っていることや希望など、特に学校生活に対する要望が多いのだが、そのようなことを表明する場を提供するものである。他自治体では弁論大会のようなことで、これを代用するところもある。また、2つ目が議会や区政の制度の仕組みについての学習である。この2つでセットになっているので、現在のところ、議場を使うという形はとらせていただいているが、直接議会の取組ということとは必ずしも同一ではないという状況がある。

昨日開かれた議会での報告の中でも、そのような要望があった。私どもとしては従来6月から始めていた活動だが、定期考査があったり、それから部活動で中学生がなかなか多忙であったりと、6月からの活動は非常に難しいということで、昨年度から、まず7月2日以外の3日については全て活動を夏休みに入ってからということにしている。スケジュールなどさまざまな課題もあるかと思っている。

また、長期休業中だからこそできるような取組でもあるものだから、そのような状況を踏まえて、今後じっくりと考えていく必要があると思っている。

いずれにしても、子ども議会と銘は打っているが、子供の代表による自主的な学習活動とご理解をいただければと思う。

#### 長島委員

この目的の(2)番のところ、今おっしゃったように、区政や区議会の仕組みについて学習するとともに、選挙の仕組みについて理解を深めとある。実際に選挙を通過して議員になった方がどのような活動をしているかということ、本物の議員から聞くことほど勉強になり、学べることはないと思う。実際に区議会議員がどのような思いで区議として活動しているかということ、ここにかかわった子供たちが聞くことで、また少し目的を果たし、非常に勉強になるのではないかと思ったため、意見として申し上げた。

#### こども家庭部長

ご指摘のとおりである。また、今回の選挙から選挙権が18歳まで、下限が2歳若くなるということもある。主として学校教育の分野では、その18歳になるということに

伴う主権者教育についても取組が既に始まっている。私どもの子ども議会は、四、五十人の対象であるが、その学校教育の中で、または成人の日のつどいでは模擬投票のブースを従来から設けている。そのようなさまざまなことを行いながら、基本的にこの選挙制度や政治に対する関心を喚起するような取組を、一体となって行っていきたいと思っている。

教育長

ほかに、いかがか。

外松委員

裏面の3番だが、この募集については通知文で募集するとなっている。学年などは決まっているのか。

青少年課長

特に学年は決めていない。各学年、基本的に2年生、3年生が多いが、1年生が応募してくることもある。

外松委員

ありがとう。

こども家庭部長

若干補足させていただくが、中学生に限定させていただいた。

一番最初に始めるときに、小学生からではどうかという議論もあった。しかし、そうすると、どうしても、例えば社会科や中学生の公民的分野の進度が異なるため、なかなか小学生と中学生が合体する活動というものは非常に難しい。それから、この公民的分野で、議会制民主主義を学ぶのが2年生の秋と承知している。11月ごろが通常だと聞いており、そのような点では、それを一定程度理解された上で入ったほうが学習の深みがあると思うところはあるが、一方で中学3年生の場合は受験勉強などがあったりする。

なので、中学生という1年生、2年生、3年生を対象としながらも、1年生にも一定程度ご理解をいただけるような内容で実施しているところである。学年が特定できればより有効なところはあるかと思うが、現在のところ10回以上行った中では、子供たちのアンケートなどをとって、非常に有益な経験であったと、子供たちからの声として寄せられている。

外松委員

ありがとう。

教育長

では、よろしいか。

それでは、報告の 番をお願いします。

練馬子ども家庭支援センター所長

資料に基づき説明

教育長

地区区民館ぴよぴよ、2館のオープンが決まったということでご報告したものである。いかがか。

坂口委員

西大泉にぴよぴよが最初にスタートしたときに、ほんとうに何とすばらしいシステムだろうと思った。そのときにそこに保育園の園長のOBの方のスタッフがいらして、非常によい対応をしておられた。この田柄地区区民館ぴよぴよと春日町南地区区民館ぴよぴよは、開館時はそれぞれどのようなスタッフの方が、何人ぐらいいらっしゃるのか。

練馬子ども家庭支援センター所長

いずれの館においても、保育士と、本年度からは幼稚園教諭の免許をお持ちの方を配置して、常時2名の職員がひろばのぴよぴよにいるという状況にしている。

坂口委員

わかった。ありがとう。

教育長

ほかには、いかがか。

外松委員

この裏面の地図を見せていただくと、ほんとうに、練馬区は広い区だが、現在では民間の子育ての方の力もかりながら、かなりの数の支援の場所があると思っている。それでも多分まだまだニーズは出てくるであろうが、どうぞこれからも支援をよろしく願いしたいと思う。

教育長

よろしいか。

外松委員

30以上ある。

教育長

そうである。

それでは、その他の報告である。教育総務課長、説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

いつもの後援名義に関する報告である。これはよろしいか。では、このようにさせていただきます。

これで案件が終わったが、その他について、何か皆様からあるか。よろしいか。事務局からはもうないか。

事務局

はい。

教育長

それでは、以上で第8回教育委員会定例会を終了する。